

令和6年度版 船員保険のご案内

船員保険給付や健診、健康づくり事業など、加入者の皆さまへ提供している公的医療保険サービスをお知らせするものです

もくじ

船員の健康づくり宣言	P2
健康づくりサポーター・保養事業	P3
無線医療助言事業.....	P4
マイナンバーカードの保険証利用	P5
生活習慣病予防健診	P6
船員手帳健康証明書	P7
特定保健指導	P8
退職後の健康保険について	P9
船員保険の給付金.....	P10~11
各種お問い合わせ・申請書送付先 ..	P12



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL:03-6862-3060 (土日祝除く8:30~17:15)

今すぐエントリー！

船員の健康づくり宣言

船員保険部では、自社船員の健康づくりを進める船舶所有者様のサポートを目的に、「船員の健康づくり宣言」という取り組みを行っています。

令和5年度は230社を突破！多くの船舶所有者様にエントリーいただいております。

エントリー
増加中！ 232社

85社
110社

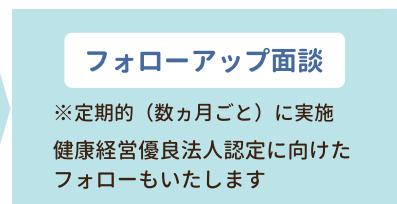
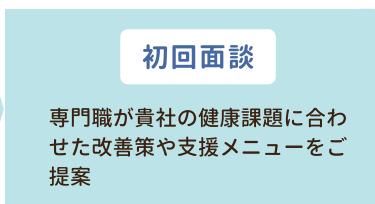
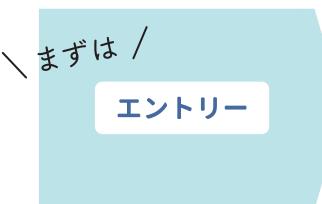
令和4年 3月 令和5年 3月 令和6年 2月

〈エントリー船舶所有者数の推移〉



アクティブコース

貴社との面談を通して洗い出した健康課題をクリアしながら健康経営優良法人も目指せるコース



健康経営優良法人とは？

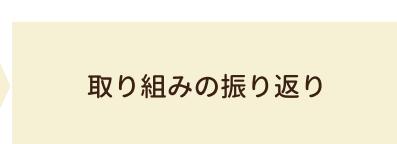
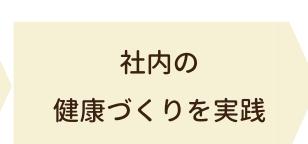
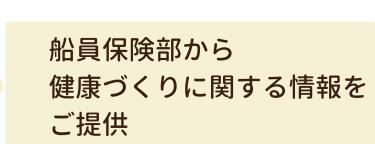
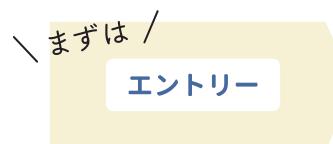
優良な健康経営（※）を実践する事業所を年に1度経済産業省が顕彰する制度です。

中小規模法人部門の申請には、保険者（全国健康保険協会船員保険部等）が実施する宣言事業へのエントリーが必須です。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

シンプルコース

船員保険部からの情報提供を活用してできることからチャレンジするコース



課題に合わせて活用できる！支援メニュー

…アクティブコース専用メニュー

健康づくり専門職との面談

保健師・管理栄養士が健康度カルテをもとに健康課題の洗い出しと改善策を提案いたします

産業医健康面談

健康に不安を感じている船員本人はもちろん、
健康づくりの担当者も面談できます

出前健康講座

健康課題や、ご希望のテーマに合わせた講座を開催します

電話健康相談

24時間365日専門スタッフによる健康に関するアドバイスを受けられます

健康づくり好事例集や健康情報誌等のご提供

健康づくりの取り組みの好事例や、季節の健康情報などを掲載した冊子等をお送りいたします

詳しくは右の二次元コードから
ご確認いただけます



健康づくりサポーター

船員保険部から健康づくりに関する情報を確実にお届けし健康づくりを円滑に推進するため、船舶所有者様に健康づくりサポーター（健康づくりご担当者）のご登録をお願いしております。

お勤めの方であればどなたでも登録可能です。

コース内容のご紹介

シンプル

自社船員に健康情報を提供する等、健康づくりをサポートする
船員保険制度等に関する広報に協力する（船内掲示など）

3つのコースから選べます！



スタンダード

シンプルコースの内容+
船員保険の各種申請等、加入者からの相談に協力する



アクティブ

スタンダードコースの内容+
船員保険部からのアンケートに協力する

お得に泊まってリフレッシュ！

船員保険 保養事業のご案内

旅行代理店の契約宿泊施設

※旅行日の10日前までに申込みが必要

対象の方：船員保険の加入者

補助額：1泊 3,000円

利用回数：お一人につき4泊まで（4月～翌年3月）

利用方法：

旅行代理店（近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行）窓口またはお電話にてお申し込みください

予約

旅行代理店の窓口またはお電話により宿泊施設を予約する（船員保険に加入している旨をお伝えください）

申請

船員保険ホームページの利用申込みフォームより申請する（郵送での申請も可能）

受取

船員保険から利用申込書が届く

精算

利用申込書を旅行代理店へ提示し代金を支払う
＼精算時のお会計から3,000円OFF！／

船員保険保養所等

全国**11**施設 保険証の提示で補助が受けられます

対象の方：船員保険の加入者

補助額：1泊 3,000円

利用回数：無制限

利用方法：

保養所等の窓口で保険証をご提示ください

社員旅行の場合でも、補助を受けたい方全員分の保険証をご提示いただくと補助が受けられます

※団体での宿泊予約方法は別途、保養所等にお問い合わせください

＼こちらから／

利用申込みや船員保険保養所等についての詳細はホームページよりご確認いただけます

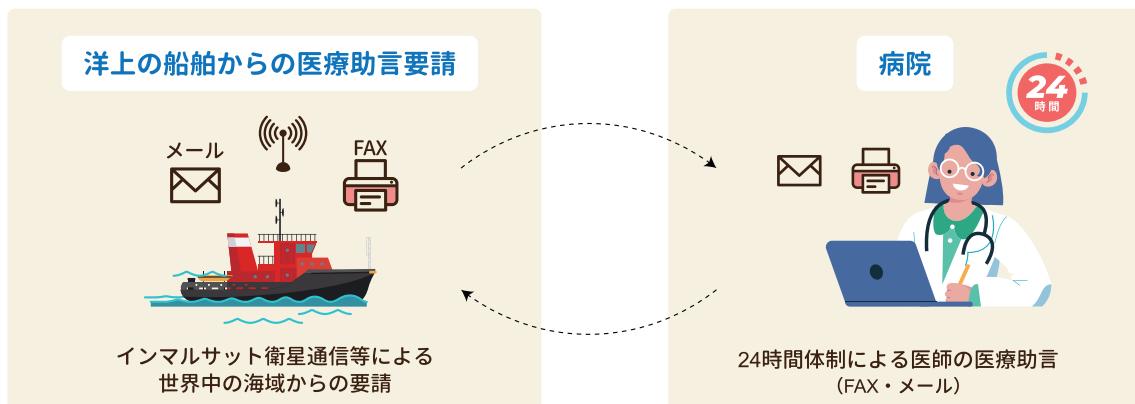


航海中の急病・けがに

無線医療助言をご利用ください！

無線医療助言事業は、海上のすべての船舶に対して、無線による医療助言を 24 時間 365 日体制で無料サービスしている事業です。

航海中の船舶内において急病人やけが人が発生した際に、船舶内の衛生管理者等から FAX、メール等により寄せられる助言要請に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を行うことにより、船員の生命の安全を図ることを目的としています。



船員保険では、東京高輪病院および横浜保土ヶ谷中央病院に委託して無料で医療助言を行っています。※通信料は有料

■ 東京高輪病院

✉ tokyo@museiryō.jp

📠 03-3440-5368 (FAX)

■ 横浜保土ヶ谷中央病院

✉ yokohama@museiryō.jp

📠 045-334-0154 (FAX)

詳しい利用方法はこちらから▶



以下の10項目をお伝えください。

- 1.会社名・船籍(国名)
- 2.職種
- 3.氏名・性別
- 4.生年月日(年齢)
- 5.発病時の状況
- 6.現在の症状、与薬、注射、処置内容、質問の内容
- 7.既往症
- 8.医療箱の種類、手持ちの薬剤名と量
- 9.船の位置
- 10.航海方向、次の入港予定地と予定日

※医師の状況によっては助言にお時間をいただく場合があります。ご了承ください。



24時間365日
通話料・相談料無料

船員保険 電話健康相談もご利用ください

0120-018-620

※被保険者とその扶養のご家族がご利用いただけます

医療機関等を受診する際に

マイナンバーカードを一度使ってみませんか？

⚠ マイナンバーカードで受診するメリット



よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有できるため、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます

※本人の同意なく情報が共有されることはありません

- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します

※本人の同意なく情報が共有されることはありません

- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます



各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要

- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要

※新しい保険者による登録手続きが必要です

- 高齢受給者証の持参が不要

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単に



⚠ マイナンバーカードで受診するための準備

1

まずはマイナンバーカードを取得

申請



スマホやパソコンから
オンライン申請

まちの
証明写真機からや
郵送でも
申請できます

受け取り



ハガキが届く▶受け取りに行く

詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2

保険証利用の申込み

※マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。

医療機関で



医療機関・薬局の
顔認証付き
カードリーダーから
申し込みます

スマホで



マイナンバーカード読み取り対応のスマホなら
アプリ「マイナポータル」で申し込みます
アプリのインストールは
こちらから▶

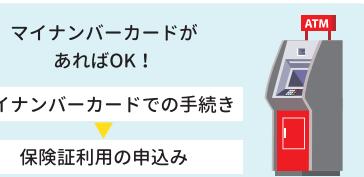


iPhone



Android

セブン銀行ATMで



マイナンバーカードが
あればOK！
マイナンバーカードでの手続き
▼
保険証利用の申込み

今年の健診は！

生活習慣病予防健診を受けませんか？

船員保険に加入している被保険者・被扶養者の方は、負担 0 円で充実した健診項目が受けられる生活習慣病予防健診がおすすめです！

ポイント① 充実の検査項目

国が推奨する 5 つのがん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん）を無料で受けられます！

対象年齢



被保険者

35～74歳の方



被扶養者

40～74歳の方

※被扶養者の方は、生活習慣病予防健診または特定健診のいずれか

ポイント② 費用が無料！

船員保険部から健診費用の補助があるため、年度内に 1 度限り無料で健診を受けられます

※総合健診の場合は負担上限額が 4,936 円です

生活習慣病予防健診（一般健診）の検査項目

船員手帳健診の検査項目



- ・尿（潜血）
- ・胃部レントゲン
- ・詳細な血液検査

＼さらに／

乳がん・子宮頸がん検査も無料で追加できます

お申込みはカンタン

お問い合わせ

一般財団法人 船員保険会 ▶



1.受診券を用意

毎年3月下旬にお送りしています

紛失や未着など、お手元にない場合は一般財団法人船員保険会 WEB サイトから発行手続きが可能です



再発行はこちら



2.健診機関へ申込む

3月下旬にお送りする健診パンフレットで健診実施機関をご確認の上、希望の健診機関へお申みください

3.受診する

以下のものを持参してください

- ・受診券
- ・保険証等
- ・採便容器等
- ・船員保険生活習慣病予防健診結果通知票
- ・健診費用（追加費用が発生する場合）



※健康証明を希望する被保険者は船員手帳を持参してください

船員保険健康アプリで健康を持ち歩こう！

船員保険健康アプリでは、健診結果や健診結果に基づくアドバイス・船員保険部からのお知らせ等加入者の皆様に役立つ情報を配信しています！

詳しくはこちら ▶



40歳以上の船員の皆さま！

船員手帳健康証明書をご提供ください

船員保険部では、船員の皆さまの健康づくりをサポートするため、
船員手帳健康証明書のご提供をお願いしています。

船員保険法により、船員保険部から船舶所有者に対して、健診結果の提供を求めた
場合には、船舶所有者は当該記録を提供しなければならないとされています。



対象 40～74歳で全国健康保険協会船員保険部の生活習慣病予防健診を受けていない方

提供箇所 令和6年度の健診の結果等が記載されている船員手帳の下記①～④の写しをご提供ください。

①第三表 (氏名・生年月日以外は黒塗りで結構です)

(三)	
氏名及び性別 Name	男 女 male female
本籍 Nationality	Japan
生年月日 Date of birth	年 月 日

②第十四表

健 康 証 明 書 Medical Certificate			
This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW Convention, 1978, as amended.			
既往歴 Medical history	吸煙歴 Smoking		
	身長 Height	有 Yes	無 No
薬剤状況 Medication status	体重 Weight		
	腰囲 Waistline circumference	kg	cm
業務歴 Work history	BMI Body Mass Index		
	BMI		
自覚症状 Subjective symptoms	他覚所見 Objective Findings		
運動機能 Physical ability	色覚 Colour vision		
聴覚能力 (矯正视力) (Distance vision aided)	右 Right ()	左 Left ()	聴力 Unaided hearing (被検者による自己判断) 右 Right () 左 Left ()
握力 Grip	右 Right ()	左 Left ()	血型 Blood type ()

③第十五表 (撮影年月日が2024年4月1日以降のもの)

(十五)				
血糖 Blood glucose	血清脳 Blood serum	食事後 after meal	鉄検査 Iron test	赤血球数 RBC
ヘモグロビン HbA1c			鉄血 HB	
血中動脈検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol		血圧 Blood pressure	/
中性脂肪 Triglyceride			心電図検査 Electrocardiogram exam.	
HDLコレステロール HDL cholesterol			撮影年月日 Date of photographing	
GOT Glutamic oxidase			撮影年月日 Date of photographing	
GPT Glutamic pyruvic transaminase			フルルム番号 Film No.	
肝機能検査 Hepatic function exam.			胸部X線検査 Chest X-ray exam.	
糞便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg			
ヘモグロビン Hemoglobin				
尿尿 Urinalysis exam.	Albumin		ガス分析検査 Sputum examination	
	Sugar		肺活量 Breathing capacity	cc

④第十六表

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.		尿酸値 Uric acid level
尿酸検査 Uric acid test		
説明の指示及び就業上の注意事項 (就労業務の種・不適、就業上の制限等) Instruction/fit or unfit for work-duty; limitations for service at sea/etc. by doctor		
備考 Remarks		
判定 Diagnosis	判定年月日 Date of diagnosis	有効期限 Expiry date (1年 from diagnosis)
船員の署名 Signature of holder of this certificate		
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital		

提供することで以下の健康づくり支援が受けられます！

保健師などの
専門職による
生活習慣改善のための
健康アドバイス
(特定保健指導)



被保険者さまの
健診結果に応じた
オーダーメイドの
健康情報の提供



健康情報満載の
「船員保険健康アプリ」
が利用可能に！



提供先・お問合せ先

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
全国健康保険協会 船員保険部 船員保険管理グループ宛

☎ 03-6862-3060 (土日祝・年末年始を除く平日8:30～17:15)



健診、受けっぱなしになっていますか？

特定保健指導 で 健康を見直そう！

特定保健指導とは？

40歳～74歳の被保険者・被扶養者の方のうち、健診結果や生活習慣の問診等から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対しておこなうサポートです。

対象となる方

腹囲：男性85cm以上 / 女性90cm以上

または

BMI25以上

さらに以下の追加リスクが1つでもあれば

特定保健指導対象者に該当します

血圧

血糖

脂質

どんなサポートが受けられるの？

保健師などの健康に関する専門家から、生活習慣にあった無理のないアドバイスを受けることができます。



STEP1

目標と行動計画の設定

初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、生活習慣の改善に向けた取り組みについて、具体的な行動計画を専門家と一緒に考えましょう

初回面談は、健診当日やオンラインでのご利用も可能です

STEP2

3ヶ月チャレンジ

行動計画の実践

STEP1で考えた運動や食事、飲酒等の生活習慣を改善する取り組みを実践しましょう

3ヶ月のチャレンジ中、保健師または管理栄養士が応援します

STEP3

GOAL!

目標達成度のチェック

腹囲や体重の減少など、目標を達成できたか確認します

チャレンジ終了後の取り組みのアドバイスを専門家から受けられます

予約方法

健診機関で受ける場合

▶ 健診機関に直接電話して予約

委託事業者で受ける場合

▶ 船員保険情報センターに郵送またはインターネットから予約



インターネットからのお申込み・その他詳細は下記まで

船員保険情報センター

〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目11-4 ☎ 03-6722-0448 (土日祝除く9:00～17:00)



退職後の健康保険の加入について

退職により船員保険の資格を喪失した場合、新たな健康保険の選択肢として以下の3種類があります。

① 国民健康保険

- ▶ お住まいの市区町村役場に
お問い合わせください

② 船員保険の疾病任意継続



③ ご家族の被扶養者

- ▶ ご家族のお勤め先に
お問い合わせください

手続き先 全国健康保険協会 船員保険部



加入条件

1. 退職日までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があること。
2. 退職日の翌日(資格喪失日)から 20日以内に
資格取得申出書が船員保険部に届くよう申請すること。

保険料

全額個人負担となり、退職前の保険料月額の約2倍が目安となります。
(保険料月額には上限があります)

※疾病任意継続の保険料のお支払いについて、納付書に記載された納付期限までに
保険料を納付されなかった場合、資格が喪失します。ご注意ください。

扶養認定の際の添付書類について

満16歳以上の方を扶養に入れる場合 収入を確認できる書類(学生であっても必要です)
被保険者と別居している場合 仕送りを確認できる書類(学生の場合は不要です)

疾病任意継続に加入の際に初めて扶養に入れる方がいる場合 被保険者との続柄を確認できる書類

※在職時に被扶養者だった方が引き続き疾病任意継続に加入される場合は不要

疾病任意継続の手続等の詳細や、保険料、その他注意事項についてはホームページをご確認ください▶



船舶所有者の皆さんへ

退職後、保険証は必ずご返却ください！

保険証が使用できるのは退職日までです。「被保険者資格喪失届」には、必ず保険証を添付して管轄の年金事務所にご提出ください。

※電子申請をされている場合は、到達番号のわかるものを添付して速やかに郵送をお願いします。

※保険証回収の際、70歳～74歳の方については、高齢受給者証の回収も併せてお願いします。

退職日の翌日以降に誤って保険証を使ってしまうと、

医療費(総医療費の7割～8割)をお返しいただくことになります。

保険証の適正な使用にご協力ください。

ご家族分も併せてご返却ください



船員保険の給付金



職務外で病気やけがをしたとき



療養費 医療費や治療用装具を全額自己負担したとき

給付額 かかった費用の7割（小学校入学前の方、70歳以上で所得区分が一般の方・低所得の方は8割）



傷病手当金 病気やけがの療養のため仕事を休み、給与が受けられないとき



出産手当金 出産のため仕事を休み、給与が受けられないとき

給付額 1日当たりの支給額＝

（支給開始日以前の連続した12か月間の標準報酬月額を平均した額）÷30日×(2/3)



出産育児一時金 出産したとき

給付額 妊娠85日以後に出産した場合

•令和5年4月1日以降の出産
1児につき500,000円
•令和5年3月31日以前の出産
1児につき420,000円

妊娠22週未満または産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合

•令和5年4月1日以降の出産
1児につき488,000円
•令和5年3月31日以前の出産
1児につき408,000円



葬祭料 亡くなったとき

給付額 被保険者・被扶養者ともに50,000円



葬祭料付加金 亡くなったとき

給付額 被保険者（※） 被保険者が死亡したときの標準報酬月額の2か月分-50,000円

被扶養者 被扶養者が死亡したときの被保険者の標準報酬月額の1.4か月分-50,000円

（※）亡くなられた被保険者により生計を維持されていた方がいない場合には、実際に葬祭をされた方に対して標準報酬月額2か月分の範囲内で葬祭に要した費用に相当する額



下船後の療養補償 乗船中にはじめて病気やけがをしたとき

下船日から3か月目の末日までは、保険診療分の自己負担なし

ただし、以下の場合は療養補償の対象外です。

- ①仕事が原因で発生した病気やケガ
- ②乗船前から医療機関で治療を行っている病気やケガ
- ③虫歯や歯周病 ※1年以上操業・航海している船舶（遠洋マグロ漁船等）に乗る長期乗船者は除く

「下船後三月の療養補償」の対象と認められなかった場合には、本来の自己負担相当額を返納していただくことになります。ご了承ください。



高額療養費 医療費の支払いが高額になったとき

給付額 自己負担限度額を超えた分が払い戻されます

自己負担限度額（70歳未満の方）

所得区分	区分ア 標準報酬月額83万円以上	区分イ 標準報酬月額53万～79万円	区分ウ 標準報酬月額28万～50万円	区分工 標準報酬月額26万円以下	区分オ 低所得者 (被保険者が市区町村民税の 非課税者等)
自己負担 限度額	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	57,600円	35,400円
多数該当	140,100円	93,000円	44,400円	44,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 診療を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※3 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、自己負担限度額は標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当になります。

詳しくは
こちら▶



- ・医療費が高額になることが事前にわかっている場合は「限度額適用認定証」をご利用ください。
精算時に医療機関等での窓口負担額が自己負担限度額までに軽減されます。
- ・マイナンバーカードを保険証として利用すると限度額適用認定証は不要です。
(医療機関への情報提供に同意が必要です)

職務上で病気やけがをしたとき



休業手当金 職務上の事由による病気やけがの療養のために仕事を休み、給与が受けられないとき

給付額

- ① 休業1日目から3日目（労災保険給付の待期期間）…標準報酬日額の全額
- ② 休業4日目から4か月以内…標準報酬日額の4割から労災保険法の休業特別支給金の額を引いた額
- ③ 療養開始1年6か月経過後で船員保険の標準報酬日額が労災保険法で定める最高限度額を上回る場合
(労災保険法の給付基礎日額が最高限度額を超える場合に限る)
…標準報酬日額から労災保険法に定める最高限度額を引いた額の6割



休業特別支給金 労災保険から休業（補償）給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るとき

給付額 休業期間によって支給額が変動します

詳しくはこちら▶



行方不明手当金 乗船中、職務上の事由により行方不明になり1か月以上経過したとき

給付額 1日につき、標準報酬日額相当額（行方不明になった日の翌日から3か月を限度）



その他年金等

職務上の事由による傷病で障害が残ったとき…障害年金、障害手当金、障害差額一時金など

職務上の事由で死亡し、遺族がいるとき…遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金など

給付額 職務上年金についてはホームページをご確認ください▶



各種お問い合わせ・申請書送付先一覧



全国健康保険協会船員保険部

船員保険部への申請・届出は、下記まで郵送いただくようお願いします

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階

申請書はHPから
ダウンロードできます



船員保険被保険者証再交付申請書
船員保険高齢受給者証再交付申請書

船員保険出産手当金支給申請書
船員保険出産育児一時金支給申請書
出産費貸付金貸付申込書

船員保険療養費支給申請書
船員保険傷病手当金支給申請書
船員保険高額療養費支給申請書
高額医療費貸付金貸付申込書
船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)
船員保険限度額適用認定申請書
第三者行為による傷病届など

疾病任意継続被保険者資格取得申出書
疾病任意継続被保険者資格喪失申出書
疾病任意継続被保険者被扶養者(異動)届
船員保険葬祭料(費)支給申請書など

船員保険休業手当金支給申請書
船員保険行方不明手当金支給申請書
障害年金・遺族年金など

仕事上で病気やけがなどをされて、船員保険へ保険給付を申請される場合は、労働基準監督署に提出された請求書の写しをその添付書類の写しとともに船員保険部にご提出ください。(場合によっては、他に添付書類が必要となる場合があります。)

地方運輸局

雇用保険のこと
離職後、船員の求人を探される場合の失業給付など

船舶所有者
に関するもの

船員の採用

給与・賞与

保険証等
再交付

氏名・住所
変更

出産
育児休業

病気・けが
(職務外)

退職・死亡等

病気・けが
(職務上)

求職

年金事務所

船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届
船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名(名称)
住所(所在地)変更届
船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届など

船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
船員保険被扶養者(異動)届
船員保険(職務外疾病部門)適用除外該当・
非該当届など

船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額
変更(基準日)届
船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
船員保険・厚生年金保険被保険者賞与不支給
報告書など

船員保険被扶養者(異動)届
船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更・訂正届
船員保険・厚生年金保険被保険者住所変更届など

※被保険者の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用し、船員保険部に情報提供を行うため、被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。

船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書
船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届
船員保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書
船員保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届など

船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届など

都道府県労働局

労働保険料の届出 納付に関すること

労働基準監督署

労災保険の届出に関すること
職務上疾病・年金(労災保険の給付)に関すること
平成22年1月1日以降に発生した職務上の病気やけがの補償など

公共職業安定所

雇用保険に関すること
離職後、船員以外の求人を探す場合の失業給付、教育訓練給付、雇用継続給付(育児休業給付、介護休業給付)など